

喜界町農業委員会総会議事録

1. 開催日時：平成28年6月21日（火）
午後 2時00分～午後 3時00分
2. 開催場所：役場内会議室
3. 出席委員：（11名）
4. 欠席委員（1名）
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第 18号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 19号 農地法第3条第2項第5号に伴う下限面積の別段面積について
報告第 4号 農家基本台帳新規搭載について
6. 農業委員会事務局出席職員（2名）
7. 農業委員会事務局欠席職員（1名）

8. 会議の概要

発言者	発言内容
事務局	<p>ただ今から平成28年第6回定期総会を開会いたします。 はじめに会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>【皆さんお疲れ様でございます。本日もそれぞれお忙しい中、定例会にご出會いただきありがとうございます。梅雨も上がり本格的な夏が到来いたしますが、皆さん健康に留意し各地域でのご尽力をよろしく願います。 それでは早速ですが、お手元の資料に基づきご審議方よろしく願います。】</p>
事務局	<p>それでは会を進めて参りたいと思います。本日は12番委員より欠席の旨伺っております。出席委員は12名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。喜界町農業委員会会議規則第4条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長をお願いいたしたいと思います。</p>
議長	<p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員、および会議書記の指名を行います。喜界町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員は、4番、6番をお願いいたします。 なお、会議書記には事務局職員の事務局次長を指名いたします。 以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>それでは、日程第2の議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題に供します。事務局の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>今回の農地法第3条の許可申請は、議案3件でございます。まず、議案第18号は全て所有権の移転に関する件でございます。</p> <p>【議案第18号、受付番号1から3を議案書をもとに朗読】</p> <p>受付番号1から3までは、添付の審議内容にあるとおり農地法第3条第2項各号には該当いたしませんので、許可要件の全てを満たすものと判断いたします。</p> <p>以上で議案の朗読並びに説明を終わります。</p>

--	--

発言者	発言内容
議長	<p>ただいま朗読がありました議案書の内容に関しまして、それぞれの地区の担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。</p>
1 番	<p>受付番号1番についてお会いして確認いたしましたので報告いたします。</p> <p>譲渡人と譲受人は親子関係です。今回、親である譲渡人から子である譲受人への受贈となっております。何ら問題無いと思われます。以上です。</p>
2 番	<p>受付番号2番についてお会いして確認いたしましたので報告いたします。</p> <p>譲渡人は高齢で現在寝たきりのため在宅介護を必要とされている状態でございます。同居されている娘さんによると前々から畑を売りたいと考えており、たまたま荒木地区は現在土地改良事業が進んでおりますので譲受人へ相談したところ買い受けに応じて頂いたとのことです。</p> <p>譲受人は、譲渡人から売買の相談を持ちかけられて了承したこと間違い無いとのことです。現在小作はしておりませんが、今後ますます規模拡大を図るとのことでした。何ら問題無いと思われます。以上です。</p>
6 番	<p>本日12番委員が欠席のため、受付番号3番については代理で報告いたします。</p> <p>譲渡人へ電話確認いたしましたところ、数十年間島外に在住しており今後帰島することはないとのことで譲受人へ売買の話を持ちかけたとのことです。</p> <p>譲受人は譲渡人から売買の相談を持ちかけられサトウキビ増産のため買い受けることにしたようです。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ご質問ご意見等はございますか。</p> <p>【質問、意見なし】</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。議案第18号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第18号は原案の通り決定いたしました。</p>

--	--

発言者	発言内容
議長	次に、議案第19号「農地法第3条第2項第5号に伴う下限面積の別段面積について」を、議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	平成21年度の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村内の区域の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を下限面積として、設定できることとなり、毎年、下限面積の設定及び修正について審議・決定を行うこととなっております。
事務局	<p>【議案書にもとづいて、下限面積の設定について方針内容を説明】</p> <p>以上、下限面積（別段面積）の設定方針の説明をおわります。</p> <p>ありがとうございました。それではこれより質疑に入ります。ただ今の説明につきましてご質問、ご意見等はございますか。</p> <p>【質問、意見等無し】</p>
議長	よろしいでしょうか。それでは意見等無いようですのでただ今より採決をいたします。議案第19号について、原案のとおり（現行の下限面積の変更は行わない）決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成ということですので、議案第19号は原案のとおり決定いたしました。</p>

発言者	発言内容
議長	次に報告事項に入ります。報告第4号の「農家台帳新規登載について」ですが、報告事項の朗読と説明を事務局よりお願いいたします。
事務局	報告第4号「農家台帳新規登載報告書」の件数は4件でございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備いたしておりましたので、事務局長専決により書類を受理い

議長	<p>たしました。</p> <p>ありがとうございました。それでは、ただいまの報告第4号につきまして、発言等のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>【発言等なし】</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、以上で報告第4号を終わります。</p>

発言者	発言内容
事務局	<p>以上で本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしましたので、これをもちまして平成28年第6回喜界町農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の議事録については、正確を記するため記名押印をする。

議事録署名委員 一宮 俊夫

議事録署名委員 大喜 智夫